

宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付要綱

令和3年3月31日宮古市告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童生徒の芸術文化活動及びスポーツ活動の振興を図るため、大会等に参加する児童生徒に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大会等 全国規模又は東北規模で開催される芸術文化又はスポーツに関する競技大会であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 予選が実施されたもの

イ 競技成績等による選抜又は推薦を経て出場するもの

(2) 児童生徒 市内の小学校又は中学校に在学する児童及び生徒であって、大会等の開催案内、開催要項等に基づき、大会等に出場又は登録をするものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、児童生徒及び引率者（児童生徒の所属する小学校、中学校若しくは団体の代表者又は保護者の代表者をいう。）1名とする。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 大会等が開催される会場までの移動に要するバス、鉄道、航空路線その他公共交通機関の往復運賃

(2) 車両の借上料

(3) 大会等に参加する際の宿泊料（宿泊施設に宿泊した場合とし、1人1泊7,000円（小学生は1人1泊6,000円）を限度とする。）

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、交付対象経費の1人当たりの額（その額が5万円を超える場合は、5万円）に交付対象者の数を乗じて得た額から、宮古市賞賜金交付要綱（令和3年宮古市告示第69号）の規定による賞賜金及び当該大会等の参加に対して交付される他の補助金の額を控除して得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1大会等につき100万円を限度とする。

(申請書等の様式)

第6条 規則第4条に定める申請書その他の関係書類は、次のとおりとする。

(1) 宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 宮古市児童生徒大会等参加費事業計画書（様式第2号）

(3) 宮古市児童生徒大会等参加費収支予算書（様式第3号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の申請期日)

第7条 規則第4条に定める補助金の交付の申請の期日は、大会等に参加する日の7日前の日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市児童生徒大会等参加費補助金変更(中止、廃止)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 規則第7条の規定による通知は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付決定通知書(様式第6号)によるものとする。

(申請の取下期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(事情変更等による決定の取消し又は変更の通知)

第11条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助事業の内容を変更した場合の通知は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第7号)により当該取消し又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による報告は、次に掲げる報告書その他関係書類等によるものとする。

(1) 宮古市児童生徒大会等参加費補助金完了実績報告書(様式第8号)

(2) 宮古市児童生徒大会等参加費事業実績書(様式第2号)

(3) 宮古市児童生徒大会等参加費収支精算書(様式第3号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の報告は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による通知は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第16条の請求は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付請求書(様式第10号)によるものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所
学校名（団体名）
代表者氏名

宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付申請書

年度において、宮古市児童生徒大会等参加費補助金の交付を受けたいので、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 交付対象者の人数 名（うち児童生徒 名、引率者 名）
（児童生徒及び引率者の名簿を添付すること。）

様式第2号(第6条、第12条関係)

宮古市児童生徒大会等参加費事業計画(実績)書

- 1 大会等の名称

- 2 大会等の内容
(大会等の開催案内、開催要項等がある場合は、添付すること。)

- 3 大会等が開催される会場までの往復の移動に係る行程表

様式第3号(第7条、第12条関係)

宮古市児童生徒大会等参加費収支予算(精算)書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
補 助 金		宮古市児童生徒大会等参加費補助金
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
計		

備考 交付対象経費が確認できる見積書(領収書又はその写し)を添付すること。

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所
学校名(団体名)
代表者氏名

宮古市児童生徒大会等参加費補助金変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった宮古市児童生徒大会等参加費補助金を、次のとおり変更(中止、廃止)したいので、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 変更(中止、廃止)の理由
- 2 変更計画の内容

備考 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古市長

宮古市児童生徒大会等参加費補助金変更(中止、廃止)承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった宮古市児童生徒大会等参加費補助金の
変更(中止、廃止)について、これを適当と認めたので、宮古市児童生徒大会等参加費
補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

住所
学校名 (団体名)
代表者氏名

宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった宮古市児童生徒大会等参加費補助金に
対し、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付要綱第 9 条の規定により、 円
を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

宮古市長

住所
学校名(団体名)
代表者氏名

宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付決定取消(変更)通知書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で交付決定の通知をした 年度
宮古市児童生徒大会等参加費補助金について、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交
付要綱第11条の規定により、次のとおり取消(変更)したので通知します。

年 月 日

宮古市長

1 取消しの場合

取消金額 円

2 変更の場合

補助金交付決定額 円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

住所
学校名（団体名）
代表者氏名

宮古市児童生徒大会等参加費補助金完了実績報告書

年 月 日に補助金交付決定のあった標記補助金について、その事業が完了したので、宮古市補助金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金精算額	金	円

備考 事業実績書(様式第2号)及び収支精算書(様式第3号)を添付すること。

住所
学校名(団体名)
代表者氏名

宮古市児童生徒大会等参加費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宮古市児童生徒大会等参加費補助金については、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

宮古市長

印

確定補助金額 金 円

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

住所
学校名（団体名）
代表者氏名

宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付請求書

年 月 日付けで宮古市指令第 号で補助金の交付決定の通知があった年度宮古市児童生徒大会等参加費補助金について、その事業が完了したので、宮古市補助金交付規則第14条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

請求金額 金 円